

# 死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年  
2月号

## 令和4年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署  
R5.1月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和4年（令和5年1月末速報値）の休業4日以上（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は凶表のとおり、死亡者数は0人、休業4日以上（休業）の死傷者数は230人です。

当署管内においては、引き続き死亡災害ゼロを継続しておりますが、三重県内では、令和5年に入ってから、既に5人が労働災害により亡くなっています（墜落・転落2名、はさまれ・巻き込まれ1名、交通事故2名）。この内、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害は、コンベアの異常を点検していた際に発生した機械災害です。

機械の異常点検等の際には運転を停止するなど労働災害の防止を徹底していただきますようお願いします。

右QRコードより資料をご覧ください。

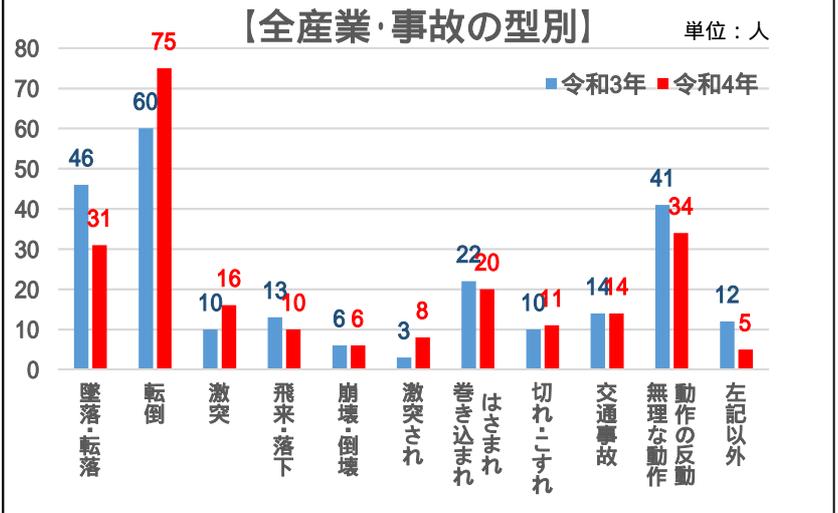
伊勢労働基準監督署  
ホームページ



【令和4年 休業4日以上（休業）の死傷災害発生状況 伊勢署】

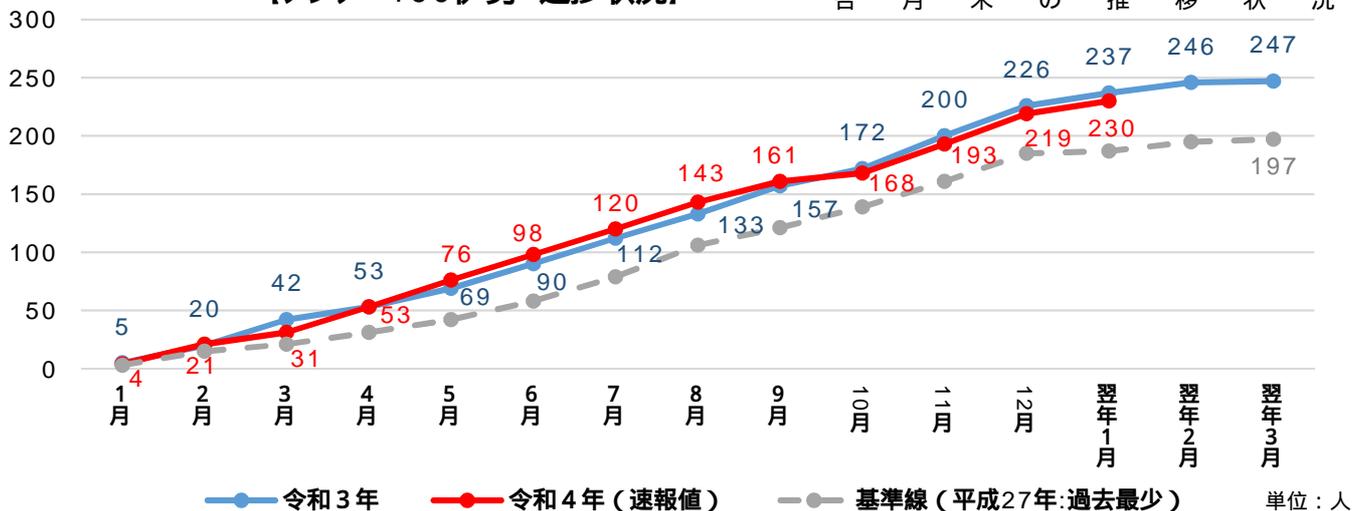
	令和3年		令和4年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	2	237	0	230	-7	-3.0%
製造業	2	50	0	38	-12	-24.0%
建設業		32		25	-7	-21.9%
道路貨物運送業		8		15	+7	+87.5%
林業		5		4	-1	-20.0%
小売業		28		44	+16	+57.1%
社会福祉施設		33		33	±0	±0.0%
旅館業		19		16	-3	-15.8%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上（休業）の死傷者数  
各月末の推移状況



# 令和4年度 安全衛生教育促進運動

2022年12月1日  
～2023年4月30日

安全衛生教育促進運動とは、中央労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省が後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準協会等および全国的な安全衛生関係団体が一体となり、毎年展開している運動です。

安全衛生教育の関係で法令の改正があり、2023年4月1日から、職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大され、新たに食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が追加されます。併せてご確認をお願い致します。

## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

**安全衛生教育促進運動サイト**をご覧ください。

安全衛生教育促進運動 で 検索

## 各社の安全衛生活動 ～ 取組事例紹介 ～

IHIグループでは、グループ内で特に多くの割合を占める6つの労働災害類型（高所からの墜落、中低所からの転落、機械・装置によるはさまれ・まきこまれ、重量物取り扱い時のはさまれ、手工具使用時の災害、グラインダー使用時の災害）について、「IHIグループ安全基本原則」を定め、独自に作成した標識を活用するなど、これらの労働災害の撲滅に重点的に取り組んでいます。

IHIグループ安全基本原則	IHIグループ安全基本原則
<h3>高所からの墜落</h3> 	<h3>機械・装置によるはさまれ・巻き込まれ</h3> 
<ol style="list-style-type: none"><li>1 本質的・物理的対策を実施する<ul style="list-style-type: none"><li>●開口部の養生、手すりの設置など、作業者の安全意識や行動のみに頼らない対策を事前に講じる（対策が困難な場合は、下記②、③を実施する）。</li></ul></li><li>2 ハザードマップなどにより危険箇所を把握する<ul style="list-style-type: none"><li>●危険な箇所を見える化し、作業前に把握する。</li></ul></li><li>3 安全帯を必ず使用する<ul style="list-style-type: none"><li>●安全帯の使用について、監視人やカメラ等により確認し、指導する。</li><li>●安全帯を使用していない者には、退場ルールの適用など強い姿勢で対応する。</li></ul></li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 点検修理時には、電源や動力源を遮断する<ul style="list-style-type: none"><li>●電源や動力源をOFFにしても力がかかるエア源、油圧源、重力等によりはさまれ等のおそれのある箇所においては、ストッパー等で物理的に動かないようにしてから作業を行う。</li></ul></li><li>2 可動範囲に覆いを設ける<ul style="list-style-type: none"><li>●はさまれ等のおそれのある範囲には覆いを設ける。</li></ul></li><li>3 可動範囲から退避する<ul style="list-style-type: none"><li>●やむを得ず覆いをしないで機械・装置を動作させる場合には、はさまれ等のおそれのない位置まで退避する。</li></ul></li></ol>

株式会社IHIインフラ建設様よりご提供いただいた標識の一例